

## 第 20 回世界湖沼会議滋賀県民等参加助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 令和 7 年 7 月にオーストラリアで開催される第 20 回世界湖沼会議（以下「会議」という。）への住民等の参加の促進を図るため、公益財団法人国際湖沼環境委員会理事長（以下「理事長」という。）は、予算の範囲内において助成金を交付することとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(助成金の交付の対象となる者)

第 2 条 この助成金の交付の対象となる者は、滋賀県民等日本国内に在住している者で、第 20 回世界湖沼会議に参加した者とする。（研究者、行政関係者および報道関係者を除く。）

(助成金の交付の対象となる経費)

第 3 条 この助成金の交付の対象となる経費は、会議登録料とする。

(助成金の額)

第 4 条 助成金の額は、一人あたり 80,000 円を上限とする。

(助成金の交付方法)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、会議終了日から 1 か月以内に助成金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添え、理事長に提出しなければならない。

- (1) 会議に係る公式サイトでの会議登録料の支払いを証明する領収書等の写し
- (2) 住所が確認できる身分証明書等の写し
- (3) 滋賀県内に在住していない者で、滋賀県に通勤・通学する者または琵琶湖での環境保全活動に従事している者については、滋賀県内に通勤・通学することが確認できる身分証明書等の写しまたは琵琶湖での環境保全活動に従事していることがわかる書類等
- (4) 第 20 回世界湖沼会議に参加したことがわかる入館証等の写し
- (5) その他理事長が必要と認める書類

2 理事長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて、速やかに助成金交付決定通知書兼交付通知書（様式第 2 号）を、申請者に送付するとともに、助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取消等)

第 6 条 理事長は、次の各号に該当する場合は、前条で規定する交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 申請者が、虚偽の申請を行った場合
- (2) 申請者が、その他この要綱に違反した場合

(助成金の返還)

第7条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第8条 理事長は、助成金の執行の適正を期するために必要と認めるときは、申請者に対し報告をさせ、または当該職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、もしくは関係者に対し質問させることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月2日から適用する。